

おチロらせ

お問い合わせ

電話番号



吉備庁舎
金屋庁舎
清水行政局

52-2111

- ③ 属する世帯内の第二子以降である
- 31日までに生まれていること。

- ② 令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）12月

- ① 当町に住民登録されていること。
- ④ 令和3年（2021年）4月1日

- ※①、③の書類については、こども

- 所得割額に関する証明書

まちのデータ

(令和4年(2022年)5月末日現在)

人口 2万5,745人
男 1万2,209人
女 1万3,536人
1万672世帯

交通事故発生件数
(5月中、物損含む)
有田川町 36件
死者0人 負傷1人
有田湯浅警察署調べ

環境 休日 有	一場 セチ 急田	タ ク セ 急	52-5384 52-7855 52-4882 52-3055 52-5474 子育て支援センター 有田川町少年センター
			090-7966-1697

相談

7月の行政相談

- ・ 金屋文化保健センター
16時 13時30分

問 総務課（吉備庁舎）

子育て

在宅育児支援事業給付金

0歳児を在宅で育児する
多子世帯の方に給付金を支給

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、乳児の保育を家庭で行う保護者に対し給付金を支給します。

受給には申請が必要なので、こども教育課へ申請してください。申請期間内であれば対象月数分が支給されます。

● 対象者／育児休業給付金を受給していない世帯および生活保護を受けていない世帯、暴力団と密接な関係を有しない世帯で、次の要件を全て満たす乳児がいる世帯。

①当町に住民登録されていること。
②令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）12月31日までに生まれていること。
③属する世帯内の第二子以降である

こと。

④第二子の場合、申請者と申請者の配偶者の市町村民税所得割合算額が7万7101円未満であること。

⑤保育所などに入所していないこと。
和4年度（2022年度）、9～3月分は令

（2021年度）、9～3月分は令

4～8月分は令和3年度
和4年度（2022年度）で判定。

※年度途中で要件に変更があり、対象になる、または対象から外れることがあります。

場合、対象となる期間分受給することができます。

● 申請期限／令和5年（2023年）3月31日（金）まで

● 支給額／対象となる乳児1人あたり月額3万円（最大10ヶ月分）

● 申請に必要なもの

①支給認定申請書

②申請者、申請者の配偶者および乳児の健康保険証の写し

③育児休業給付金の受給申請（予定を含む）がないことを証明する書類

④振込先口座の通帳の写し（口座番号、名義人などが記載されている部分）

⑤乳児が第二子である場合において、当町で申請者および申請者の配偶者の市町村民税の所得割合算額を確認できない場合、確認でき

る市町村が発行した市町村民税の所得割額に関する証明書

教育課でお受け取りいただか町
ホームページからダウンロードして
ください。

※④については、振込先口座は申請者名義の口座となります。

こども教育課（金屋庁舎）

催し

令和5年（2023年）二十歳のつどい（仮称）

当該年度に20歳を迎える方を対象に行います。

令和4年（2022年）4月14日現在、当町に住民登録されている

対象者に案内をお送りしています。

町外に住民登録を移されている方で

参加を希望される方は、社会教育課

までお申し込みください。既に連絡

をいただいている方の連絡は不要です。

● 日時／令和5年（2023年）1月8日（日）を予定（時間・場所は決まり次第お知らせします）

※新型コロナウイルス感染症の影響で変更となる場合があります。

● 対象／平成14年（2002年）4月2日～平成15年（2003年）4月1日生まれの方